

# 西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月24日（月）午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 35名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本荒侍	○		5番	井関吉博	○		6番	菊池茂守	○	
7番	泉原猛男	○		8番	大久保卓	○		9番	酒井馨一	○	
10番	三好國則	○		11番	三瀬昇	○		12番	武田孝司	○	
13番	五藤忍	○		14番	上甲憲章	○		15番	土居賢一	○	
16番	高岡常夫	○		17番	志波豊	○		18番	片岡政志	○	
19番	二宮清治	○		20番	兵頭暁彦	○		（欠員）			
22番	谷口健作		○	23番	高橋真也	○		24番	河野哲	○	
25番	清家純一		○	26番	清水栄一	○		27番	平井一清	○	
28番	山内正紀	○		29番	出水洋一	○		30番	角藤博文	○	
31番	城内正	○		32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣公三	○	
34番	芝幹夫	○		35番	三瀬重綱	○		36番	瀨田増人	○	
37番	久重儀之	○		38番	大塚康倫	○					

4. 欠席委員 2名 22番 谷口 健作 25番 清家 純一

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第10号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第11号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第12号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第13号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第13号 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程第11 議案第14号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博                      事務局次長 木崎 真近  
 農地係長 井上 誠教                  農地係主査 二宮 裕一

## 7. 会議の概要

松末局長	<p>ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和7年3月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。</p>
宇都宮会長	<p>愛媛県みかんまつりで、三瓶町の久重推進委員が優秀賞を受賞されました。誠におめでとうございます。大分、暖かくなりまして、農作業も忙しくなると思いますが、どうか怪我や事故の無いようにしてもらったと思います。簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。</p>
松末局長	<p>議事に移ります前に、議案書の訂正をお願いします。議案第12号農用地利用集積計画の決定についてで、重複して記載されている部分がありましたので、該当箇所の削除をお願いいたします。該当箇所が11ページの番号21番、22番、23番、39番、13ページの71番、75番、76番、78番の8か所です。それに伴い、19ページの小計、20ページの合計の訂正をお願いいたします。19ページ小計の件数が184件、面積が499,539㎡、筆数が496筆、再設定が113件、新規が71件です。20ページの合計の件数が192件、面積が519,076㎡、筆数が516筆です。</p>
松末局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。</p>
宇都宮会長	<p>それでは、ただ今から3月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員18名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。25番 清家委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。</p> <p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
宇都宮会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、4番 岡本委員、34番 芝委員のお二人をお願いします。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
宇都宮会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第3、報告第10号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第10号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃借権の解約が12件、使用貸借権の解約が3件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>

宇都宮会長	次に、日程第4、報告第11号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第11号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の4ページ、5ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は6件となっています。農用地区域からの除外が4件で、面積が田7,842㎡、編入が2件で、面積が畑1,963㎡の合計9,805㎡となります。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第5、報告第12号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第12号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、松山市、●●●●ほか1名から証明願いが提出されたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員10番 三好委員、17番 志波委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第6、報告第13号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第13号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の6ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「合同会社●●●●」「株式会社●●●●」「農事組合法人●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第7、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第10号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書7ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請は7件でございます。権利別では、所有権移転の売買が6件、贈与が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから7ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
32番宇都宮委員	1番の案件につきまして、32番宇都宮が報告いたします。3月19日、中村農業委員と受人立会の下、現地を確認しました。受人は、渡人の住宅を購入しましたが、隣接する畑も購入して欲しいとの話があり、今回の申請にいたしました。許可要件はすべて満たして

	<p>おります。また、申請地は野菜畑として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、地域営農への影響はないと思います。</p>
宇都宮会長	<p>2番、3番をお願いします。</p>
29 番出水委員	<p>2番の案件について、29 番出水が報告いたします。受人は、経営規模の拡大のために取得したいということです。3月 17 日に片岡農業委員と現地確認を行いました。申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
29 番出水委員	<p>3番の案件について、29 番出水が報告いたします。受人は、初めての農地取得ですが、申請地を以前から耕作しており、営農計画も提出されているので問題ないと思います。3月 17 日に片岡農業委員と現地確認を行いました。申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
宇都宮会長	<p>4番、5番をお願いします。</p>
10 番三好委員	<p>4番の案件につきまして、25 番清家推進委員が欠席につき、現地調査報告書を預かっておりますので 10 番三好が代理で読み上げます。「申請地は、受人の住宅に隣接しており、以前から管理していました。今回、渡人が管理できないため受人に購入をお願いしたところ、今回の案件に至りました。受人は許可要件を満たしており、問題ないと思います。また、申請地は3月 19 日に農地であることを三好農業委員と確認しました。」以上です。</p>
10 番三好委員	<p>5番の案件につきましても、現地調査報告書を 10 番三好が代理で読み上げます。「受人は申請地の隣の農地を耕作しており、購入希望があり今回、渡人が手放すこととなり、今回の案件に至りました。受人は許可要件を満たしており、問題ないと思います。また、申請地は農地として耕作されていることを3月 19 日に三好農業委員と確認しました。」以上です。</p>
宇都宮会長	<p>6番をお願いします。</p>
38 番大塚委員	<p>整理番号 6 番の案件につきまして、38 番大塚が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。3月 17 日に高岡農業委員と農地として耕作されていることを確認しました。また、受入本人と話し、意欲的に営農に取り組むとのことでした。</p>
宇都宮会長	<p>7番をお願いします。</p>
28 番山内委員	<p>7番について 28 番山内が報告します。受人は初めての農地取得で水稻耕作をしたいということであり、営農計画書も提出されており、取得後においてはすべての農地を利用すること機械、労働力、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。3月 23 日に志波農業委員と確認し、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
宇都宮会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただ今の地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありま</p>

	<p>したら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
宇都宮会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から7番までの7件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
宇都宮会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から7番までの7件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第8、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第11号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は2件で、権利別では所有権移転の売買が1件、贈与が1件となります。</p> <p>整理番号1番、転用の理由は、譲受人は建設業を営んでいますが、業務効率化のため既存の資材置場・駐車場に新社屋を建てたので、新たに資材置場等が必要となったため、申請地を資材置場等として利用したい、とのことです。</p> <p>整理番号2番、転用の理由は、既存の農業用倉庫は、居宅敷地内にあるが、道が狭く急坂であり不便なため、道路沿いで便利な申請地に農業用倉庫を建て、効率化を図りたい、とのことです。</p> <p>以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書8ページ、9ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
宇都宮会長	<p>ただ今の説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
16番高岡委員	<p>1番を16番高岡が報告します。3月17日に大塚推進委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、受人が建設業を営んでおり、資材置場駐車場が手狭となり申請地を取得して利用したいとのことです。農地として耕作された経緯はないようですが、草刈りはされており。周囲は桑畑で、周辺農地には支障がないものと思われます。</p>
宇都宮会長 17番志波委員	<p>2番をお願いします。</p> <p>受付番号2番を17番志波が報告します。3月23日に山内推進委員さんと現地確認を行</p>

	<p>いました。申請地の北側は集会所、西側は市道、南側も道路で東側には農地があります。現在の状況になってから数十年経過していますが、周辺農地への影響は少ないと思います。周辺農業への支障もないものと思われます。また、始末書も提出されていることを確認しました。</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただ今の農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告お願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 日程第8、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番、2番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第8、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番、2番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>次に、議案第12号については、1番宇都宮委員、8番大久保委員、9番酒井委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《1番宇都宮委員、8番大久保委員、9番酒井委員 退席》</p>
<p>中村職務代理者</p>	<p>議長が議事参与により退席されましたので、会長に代わり職務代理者である中村が議事進行を務めます。次に、日程第9、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
<p>木崎次長</p>	<p>今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による案件は、192件でございます。議案書の9ページから20ページをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和7年3月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定が113件、新規の利用権設定が71件です。利用権の設定をする者が153名、利用権の設定を受ける者が72名、うち認定農業者が34名でございます。利用権設定の面積は499,539㎡、筆数が496筆です。</p>

	<p>所有権移転は8件で、整理番号1番、所有権の移転をする者は、宇和町郷内、●●●●、移転を受ける者は、大洲市、農事組合法人●●●●、経営面積は142,634㎡で認定農業法人です。所有権移転面積は13,770㎡、筆数は4筆、所有権移転の時期は令和7年4月1日対価は7,463,400円です。</p> <p>以下、件数が多いため、所有権の移転をする者、移転を受ける者、経営面積、認定農業者の有無、所有権移転面積、筆数、移転の時期、対価の順で読み上げます。</p> <p>整理番号2番、兵庫県、●●●●、宇和町瀬戸、株式会社●●●●、222,598㎡、認定農業法人、1,024㎡、1筆、令和7年4月1日、358,400円。</p> <p>整理番号3番、明浜町俵津、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、33,663㎡、認定農業者、834㎡、1筆、令和7年4月1日、150,000円。</p> <p>整理番号4番、明浜町狩浜、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、33,663㎡、認定農業者、714㎡、2筆、令和7年4月1日、228,950円。</p> <p>整理番号5番、明浜町俵津、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、19,794㎡、認定農業者、2,546㎡、8筆、令和7年4月1日、1,512,000円。</p> <p>整理番号6番、明浜町狩浜、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、19,794㎡、認定農業者、96㎡、1筆、令和7年4月1日、48,000円。</p> <p>整理番号7番、三瓶町朝立、●●●●、三瓶町朝立、●●●●、7,416㎡、認定農業者、286㎡、2筆、令和7年4月1日、30,000円。</p> <p>整理番号8番、三瓶町皆江、●●●●、三瓶町皆江、株式会社●●●●、1,701㎡、認定農業法人、267㎡、1筆、令和7年4月1日、80,000円。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村職務代理者	<p>事務局の提案説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村職務代理者	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第9、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の192件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村職務代理者	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の192件は原案のとおり決定しました。</p> <p>《1番宇都宮委員、8番大久保委員、9番酒井委員 着席》</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第10、議案第13号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第13号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。議案書の21ページをご覧ください。整理番号111番、申請人、●●●●、土地の表示、西予市三瓶町長早●●●●、面積107.05㎡、申し出の理由は、遠隔地に居住しており耕作が</p>

	<p>できないとのこと。今回1件、1筆のあっせん申し出となっています。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準第11条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から1名以上を指名することとなっていますので、整理番号111番は案としまして「37番久重委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
宇都宮会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑もないようですので、質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号111番は37番久重委員をあっせん委員として指名いたします。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第11、議案第14号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。なお、この案件につきましては、農業委員並びに農地利用最適化推進委員、全員の採決を求めます。</p>
木崎次長	<p>議案第14号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」説明いたします。農業委員会法第6条の規定により、毎年3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表、あわせて都道府県知事に報告することとなっていますので、3月定例総会で審議をいただくものであります。</p> <p>それでは資料をご覧ください。まず、1ページ目の農業委員会の状況については、2020年センサスや各種統計に基づき、数値を記入したものですので省略します。</p> <p>2ページをご覧ください。一番上(1)農地の集積の課題として、文章を記載しておりますので読み上げます。「相続登記の義務化により遠隔地に居住する所有者から農地を売りたい・貸したいという要望が急増しているが、農業従事者の高齢化により受け手が見つからない現状にある。さらに中核的担い手のリタイアが相次いでおり、地域内農地の空洞化を防ぐ取り組みが急務である。担い手の確保・育成、集落営農の組織化や法人化の推進はもちろん、農業経営を圧迫する資材の高騰対策も課題である。」</p> <p>続いて、中ほどの(2)遊休農地の解消課題としては、「所有者の高齢化に伴い、現地の状況(山中にある・不形成である)が耕作に適していないため耕作を断念している事例が多く、そこに新たな耕作者が現れないことが課題である。」としました。</p> <p>3ページをご覧ください。中ほどの2番の(1)推進委員等が最適化活動日数目標ですが、昨年までひと月あたり8日としておりましたが、これまでの実績に鑑み、ひと月あたり5日としております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議案第14号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」の説明を終わります。</p>
宇都宮会長	<p>事務局の提案説明が終了しましたのでこれより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第11、議案第14号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」原案のとおり、決定することに賛成する農業委員並びに農地利用最適化推進委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

宇都宮会長

全員賛成と認めます。よって、日程第 11、議案第 14 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）について」は原案のとおり決定しました。

以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。

次回の定例総会は、令和 7 年 4 月 21 日 月曜日の午後 4 時 00 分からです。

松末局長

ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。

午後 2 時 10 分閉会

議事録署名委員

会 長

4 番 委 員

34 番 委 員